

予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）（案）及び予備電源契約約款（案）への意見及び回答

2024年7月1日付けで、「予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）（案）」及び「予備電源契約約款（案）」に対する意見募集を行いました。お寄せいただいた意見・質問等及び本機関の回答についてまとめるとともに変更点の新旧対照表を作成しました。

1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 : 2024年7月1日（月）～7月30日（火）
- (2) ご意見の総数 : 7件（募集要綱：5件、約款：2件）

2. 予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）

(1) 意見・質問等及び回答

No.	ページ (項番号等)	意見・質問等 ^{※1}	本機関の回答
1	P9 第3章2.(3) 制度適用期間 及び P23様式2-3	「応札事業者にて12か月以上36か月以下の範囲内において、月単位で始期及び終期を設定できる」について、以下3点を確認させて頂きたい。 ①月単位で始期及び終期を設定できるが、各事業者で応札する期間に相違がある中、どのような約定処理がなされるのかご教授頂きたい。（例えば、事業者Aが2025年4月～2026年5月を制度適用期間と設定し、事業者Bが2026年4月～2027年5月を制度適用期間と設定した場合、2026年4月～5月の1か月間は予備電源の確保量が重複することとなるが、その場合の制度適用期間はどのように設定されるのか。また、制度適用期間のX年度～X+2年度の範囲で常に200万kWを確保できるように落札電源が決定される理解で良いか。	①価格評価において、応札価格（円）、応札容量（kW）、制度適用期間（月数）より応札単価（円/kW・年）を算出し、応札単価が低い電源から順位付けした上で、総合評価及び監視の結果、落札電源が決まります。その上で、応札時の制度適用期間（始期・終期）がそのまま適用となり、予備電源の確保量において重複期間や確保できない期間が存在することはあります。 なお、第十七次中間とりまとめ ^{※2} 2.(5)調達②募集量の考え方

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

※2 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第十七次中間とりまとめ

No.	ページ (項番号等)	意見・質問等 ^{※1}	本機関の回答
		<p>②【様式 2-3】提案書：契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程にてリクワイアメントを満たせない期間を設定した上で、リクワイアメントを満たせる期間が 12 か月以上 36 か月以下との理解で良いか。（リクワイアメントを満たせる期間が連続で 12 か月以上とならなくても、X 年度～X+2 年度の間でリクワイアメントを満たせる期間が 12 か月以上であれば応札可能なのか）また、その場合、様式 2-3 で提出したリクワイアメントを満たせない期間についてはペナルティ対象外となるのか。</p> <p>③様式 2-3 の「制度適用期間中にリクワイアメントを満たせない期間」について、様式 2-3 におけるリクワイアメントの定義は「供給力を提供できない期間」という意味で良いか。約款におけるどのリクワイアメントを指すのか定義を明確にしていきたい。</p>	<p>（P25）において「ただし、予備電源の候補電源は、容量市場における落札・不落札の状況や、事業者における電源の休止予定にも左右されるため、必ずしも東西エリアそれぞれで毎年一定量が確保できるとは限らない。」と記載されており、調達量が募集量から多少増減することがあります。</p> <p>②様式 2-3 における「制度適用期間中にリクワイアメントを満たせない期間」は、「立ち上げプロセスにて供給力を提供できない期間」となりますので、様式 2-1、様式 2-3 の記載を修正します。そのため、様式 2-3 には供給力を提供できない期間についてご記入をお願いします。</p> <p>③約款では第 10 条第 1 項のとおり「立ち上げプロセスへの応札」がリクワイアメントに該当します。</p>
2	P17 第 5 章 1.(1) ウ	<p>「技術評価においては、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うために技術的に最低限の条件を満たしているかを確認する」について、価格が同程度の電源が応札された場合、技術評価において優劣を決定するケースも存在するものと思料。この場合、どのような基準で落札電源を決定するのか、明確にする必要があるのではないかと。また、最低限の条件を満たしていないと判断される場合の具体的なケースがあれば参考までにご教授頂きたい。</p>	<p>価格評価では応札単価が低い電源から順位付けを行います。技術評価では、評価委員会にて応札電源が予備電源として最低限の条件を満たしているかを確認します。なお、第十七次中間とりまとめ（脚注 32）及び募集要綱に記載のとおり、具体的な確認内容として、応札時点での設備状況（最低限の健全性）、事前に行う修繕や休止中のメンテナンス計画、必要となる人員確保の計画等の項目を確認するものとします。</p>

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

No.	ページ (項番号等)	意見・質問等 ^{※1}	本機関の回答
3	P10 第3章2.(5) 応札が可能な 電源	入札要件の③において、「容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元となった電源」は入札をすることが可能、また、※1に「本募集前に電源差替等の登録が完了している必要がある」となっているが、広域機関より2027年度向けの電源等差替の業務マニュアルが公表されていないため、現時点においていずれの事業者においても本募集前に2027年度の電源等差替の登録が完了するか判断できない状況にある。	電源等差替については、本募集の応札前に電源等差替の登録が完了している必要があり、登録完了している年度が対象となります。そのため、2027年度について、容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差替のうち経済的な電源等差替により差替元となる電源はありません。
4	10P 第3章2.(5) 応札が可能な 電源 1.2025年度 制度適用開始 向け予備電源	入札要件の⑤において、「長期立ち上げ電源として応札する場合にあっては、2027年度向け容量市場のメインオークションに落札していないこと」とあるが、2027年度向け容量市場のメインオークションにおいても③の要件を満たせば入札可能となるのではないかと。なお、後述されている表の整理内容では、「★」の年度において、容量市場で不落札、未応札または経済的な電源等差替により差替元となった電源」と明記されており、2027年度向けメインオークションの項目にも「★」が明記されている。	(No.3と同じ)
5	P10 第3章2.(5) 応札が可能な 電源	第十七次中間とりまとめにおいて、初回入札においては、「予備電源の応札の目安とする価格は、容量市場の過去4年度間における経過措置を考慮した総平均単価の平均値(6,429円/kW)とし、予備電源の応札価格はこれを下回ることを求めることとした。」と記載があるが、募集要項においては応札価格の上限を定める記載がないため、追記いただきたい。	募集要綱に応札単価の目安価格を追記します。

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。(ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正)

(2) 新旧対照表

変更箇所	新	旧	備考
第1章2. 募集要綱の位置付け	落札した事業者は本機関との間で <u>予備電源契約の締結</u> をしていただきます。	落札した事業者は本機関との間で <u>予備電源契約書を締結</u> していただきます。	記載明確化
第2章2. 守秘義務	(2)本機関は原則として、予備電源募集の運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。 <u>また、応札事業者が電力・ガス取引監視等委員会(以下、「監視等委」といいます。)に提供した情報について、本機関に共有いただく場合があります。</u>	(2)本機関は原則として、予備電源募集の運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。	実務に合わせて追記
第3章1. 募集スケジュール	※2:落札候補電源を対象に、 <u>監視等委</u> により、応札事業者が提出した応札価格の監視が行われ、落札結果は監視終了後に公表します。詳細については、「予備電源制度ガイドライン」を参照ください。	※2:落札候補電源を対象に、 <u>電力・ガス取引監視等委員会(以下、「監視等委」といいます。)</u> により、応札事業者が提出した応札価格の監視が行われ、落札結果は監視終了後に公表します。詳細については、「予備電源制度ガイドライン」を参照ください。	第2章2.(2)に合わせて修正
第2章3. 問い合わせ先	電力広域的運営推進機関 予備電源制度 問い合わせ窓口 (応札に関するお問い合わせ) メールアドレス: yobi_osatsu@occto.or.jp (その他のお問い合わせ) メールアドレス: yobi_inquiry@occto.or.jp 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 予備電源制度 問い合わせ窓口 (制度全般に関するお問い合わせ) メールアドレス: bzl-yobi-dengen@meti.go.jp	電力広域的運営推進機関 予備電源制度 問い合わせ窓口 (応札に関するお問い合わせ) メールアドレス: XXXX@occto.or.jp (その他のお問い合わせ) メールアドレス: XXXX@occto.or.jp 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 予備電源制度 問い合わせ窓口 (制度全般に関するお問い合わせ) メールアドレス: XXXX@meti.go.jp	記載明確化

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。(ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正)

変更箇所	新	旧	備考
	電力・ガス取引監視等委員会 予備電源制度 問い合わせ窓口 (応札価格に関するお問い合わせ) メールアドレス： bzl-backup-power@meti.go.jp	電力・ガス取引監視等委員会 予備電源制度 問い合わせ窓口 (応札価格に関するお問い合わせ) メールアドレス： XXXX@meti.go.jp	
第3章 1.(1) 募集スケジュール	2024年8月30日(金)～2024年9月30日(月)：応札の受付期間(20営業日) 2024年10月1日(火)～2024年12月20日(金)：審査期間 2024年12月25日(水)：落札結果の公表期日	2024年8月下旬～2024年9月下旬：応札の受付期間(20営業日程度) 2024年XX月XX日(X)～2024年XX月XX日(X)：審査期間 2024年XX月頃：落札結果の公表期日	記載明確化
第3章 3.(1) 立ち上げコストについて	本機関は、短期立ち上げ・長期立ち上げの予備電源かを問わず、立ち上げプロセスへの <u>応札単価</u> が、本募集で提出した想定立ち上げコストを <u>上回らないこと</u> を確認します。	本機関は、短期立ち上げ・長期立ち上げの予備電源かを問わず、立ち上げプロセスへの <u>応札価格</u> が、本募集で提出した想定立ち上げコストを <u>大きく乖離が無いこと</u> を確認します。	「予備電源制度ガイドライン」との整合化
第4章 1.(2) 応札書の作成	(2) 応札書の作成 ア 応札価格は1円単位とします。 イ <u>別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」の記載のとおり、予備電源の応札の目安とする価格は、容量市場の過去4年度間における経過措置を考慮した総平均単価の平均値(6,429円/kW)とし、予備電源の応札単価はこれを下回ることとします。</u> ウ 応札価格に織り込むことが認められるコストについても別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照してください。	(2) 応札書の作成 ア 応札価格は1円単位とします。 イ 応札価格に織り込むことが認められるコストについては別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照してください。	意見・質問等による修正(No.5)
第4章 2.(2) 提出期限	<u>2024年9月30日(月) 17時</u> 必着	<u>2024年XX月XX日(XX曜日) xx時</u> 必着	記載明確化
第4章 2.(4) 提案書・誓約書の提出に係る手続き	イ 提案書・誓約書はZIPファイルに変換し、ファイルの名称を「事業者名_応札電源名_提案書・誓約書」として、以下のメールアドレスに送付してください。 [メールアドレス]： yobi_osatsu@occto.or.jp	イ 提案書・誓約書はZIPファイルに変換し、ファイルの名称を「事業者名_応札電源名_提案書・誓約書」として、以下のメールアドレスに送付してください。 [メールアドレス]： XXXX@occto.or.jp	記載明確化

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。(ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正)

変更箇所	新	旧	備考
様式 2-1	項目番号 11 : 制度適用期間中に <u>供給力を提供できない期間</u>	項目番号 11 : 制度適用期間中に <u>リクワイアメントを満たせない期間</u>	意見・質問等による 修正 (No.1③)
様式 2-3	<u>供給力を提供できない期間</u> <u>供給力を提供できない容量</u>	<u>リクワイアメントを満たせない期間</u> <u>リクワイアメントを満たせない容量</u>	意見・質問等による 修正 (No.1③)
様式 2-3	【制度適用期間中に <u>供給力を提供できない期間</u> の詳細】 項目 3「詳細」の欄を削除 (項目 2「理由」に統一) 以降、項目番号の修正	【制度適用期間中に <u>リクワイアメントを満たせない期間</u> の詳細】 項目 3「詳細」	
様式 2-7	【 <u>所要期間</u> 】として月数のみ記入	【 <u>予定期間</u> 】として、「開始」、「終了」の年月を記入し、 <u>所要期間 (月数)</u> を自動計算	

3. 予備電源契約約款

(1) 意見・質問等及び回答

No.	ページ (項番号等)	意見・質問等※	本機関の回答
1	P8 第 10 条 1.① (2)	長期立ち上げの予備電源で求められる容量市場の追加オークションへの応札は、事業者が設定した制度適用期間内に実施される追加オークションへの応札が対象であり、事業者が設定した制度適用期間以前 (又は以降) に実施される追加オークションへの応札は対象外であり、ペナルティも発生しない理解で良いか。	ご認識の理解のとおり、制度適用期間以外に実施する追加オークションへの応札は対象外です。
2	P11 第 12 条 3 項	第 9 条 1 項⑥に記載されている「保管していた燃料を使い切り、かつ再調達が困難である場合」についても、第 12 条 3 項にて退出ペナルティの対象となっているが、第十七次中間とりまとめにおいては、「あらかじめ発電所等のタンクに燃料を保管した短期立ち上げの予備電源が、供給力の供出により燃料を使い切り、かつ再調達が困難な場合は退出ペナルティを科さないことが妥当」となっているため、ペナルティの対象外となる旨を追記いただきたい。	ご指摘のとおりのため、第 17 条第 1 項④の記載を修正します。

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。(ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正)

(2) 新旧対照表

変更箇所	新	旧	備考
第7条第1項②	(2) <u>予備電源維持運用者が、予備電源制度への応札価格に費用を織り込んでいた修繕のうち、実施不要と判断した修繕費が発生した場合で、かつ、応札時に予定していなかった修繕を追加的に必要と判断し、本機関へ実施することを申告し、本機関が認めた場合、追加の修繕費を応札時の修繕費を超過しない範囲で差し加えます。なお、差し加えた修繕費を含めた応札価格が、当初の応札価格を超えた場合の修繕費超過分や、本機関へ事前申告がなされていない場合は、電源入札等補填金には含めず、予備電源維持運用者が負担するものとします。</u>	(2) <u>予備電源制度への応札価格に費用を織り込んでいた修繕のうち、実施不要と判断した修繕費が発生した場合で、かつ、予備電源維持運用者が応札時に予定していなかった修繕を追加的に必要と判断し、本機関へ実施することを申告し、本機関が認めた場合、追加の修繕費を応札時の修繕費を超過しない範囲で差し加えます。なお、差し加えた修繕費を含めた応札価格が、当初の応札価格を超えた場合の修繕費超過分や、本機関へ事前申告がなされていない場合は、電源入札等補填金には含めず、予備電源維持運用者が負担するものとします。</u>	記載明確化
第7条第1項③	③ (省略) 本機関からの求めに従って、 <u>予備電源維持運用者は必要な情報の提出等を行うこととします。</u>	③ (省略) 本機関からの求めに従って、必要な情報の提出等を行うこととします。	記載明確化
第7条第1項③	(1) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積りに <u>応札時から購入時の燃料市況価格の変動を反映した値よりも高い燃料単価で燃料を購入した場合、燃料市況価格の変動による差額のみを差し加えて「購入時の燃料単価」とします。</u>	(1) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積りに購入時の燃料市況価格を反映した値よりも高い燃料単価で燃料を購入した場合、燃料市況価格の変動による差額のみを差し加えて「 <u>購入時の燃料単価</u> 」を算出します。	記載明確化
第7条第1項③	(2) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積りに <u>応札時から購入時の燃料市況価格の変動を反映した値よりも低い燃料単価で燃料を購入した場合、当該燃料単価を「購入時の燃料単価」とします。</u>	(2) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積りに購入時の燃料市況価格の変動を反映した値よりも低い燃料単価で燃料を購入した場合、 <u>差額を差し引いて「購入時の燃料単価」とします。</u>	記載明確化
第7条第1項④	④ 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短期立ち上げの予備電源に限り、立ち上げプロセスを経た稼働に要した燃料費相当分	④ 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短期立ち上げの予備電源に限り、立ち上げプロセスを経た稼働に要した燃料費相当分	記載明確化

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。(ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正)

変更箇所	新	旧	備考
	この時、当該燃料費は、「購入時の燃料単価 <u>(3)</u> × 立ち上げプロセスでの稼働で消費した燃料の量」によって算出します。 また、立ち上げプロセスを経た稼働に要した燃料費相当分の算出に当たっては、本機関からの求めに従って、 <u>予備電源維持運用者は必要な情報の提出等を行うこととします。</u>	この時、当該燃料費は、「購入時の燃料単価 <u>(3)で算出したもの</u> × 立ち上げプロセスでの稼働で消費した燃料の量」によって算出します。 また、立ち上げプロセスを経た稼働に要した燃料費相当分の算出に当たっては、本機関からの求めに従って、 <u>必要な情報の提出等を行うこととします。</u>	
第7条第3項	3. 各年度の電源入札等補填金の入金期限日は、翌年度の <u>9月</u> の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。	3. 各年度の電源入札等補填金の入金期限日は、翌年度の <u>XX月</u> の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。	記載明確化
第8条	① 本機関より、予備電源維持運用者に対して、翌年度の <u>6月</u> までに支払金額または、請求金額及びその根拠を通知します。 (省略) ④ 電源入札等補填金の金額が翌年度の <u>12月</u> までに確定しなかった場合、本機関が最終的に通知した内容に従って、電源入札等補填金の金額が確定するものとします。 ⑤ <u>電源入札等補填金の請求金額について、金員の移動が翌年度の3月</u> までに行われなかった場合、 <u>翌々年度の支払金額の減額等</u> を行います。	① 本機関より、予備電源維持運用者に対して、翌年度の <u>X月</u> までに支払金額または、請求金額及びその根拠を通知します。 (省略) ④ 電源入札等補填金の金額が翌年度のY月までに確定しなかった場合、本機関が最終的に通知した内容にしたがって、電源入札等補填金の金額が確定するものとします。 ⑤ 金員の移動が <u>Z月</u> までに行われなかった場合、 <u>翌年の支払金額の減額等</u> を行います。	記載明確化
第9条第1項①	① <u>予備電源維持運用者が契約容量の全量または一部の容量の退出を希望し、本機関が退出を認めた場合</u>	① 契約容量の全量または一部の容量の退出を希望し、本機関が退出を認めた場合	記載明確化
第10条第1項③	② 予備電源維持運用者は、以下の <u>容量オークション</u> には応札できないものとします。	③ 予備電源維持運用者は、以下の <u>追加オークション</u> には応札できないものとします。	誤記修正
第10条第2項③	③ 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札したが不 落札だった場合、提出書類の不備等、予備電源維持運 用者 <u>の責め</u> に帰すべき事由により適切に応札が行われなか	③ 予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札したが不 落札だった場合、提出書類の不備等、予備電源維持運 用者 <u>に責め</u> に帰すべき事由により適切に応札が行われなか	誤記修正

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

変更箇所	新	旧	備考
	った事実が無いか確認します。	った事実が無いか確認します。	
第 10 条第 4 項	4. 本機関は、第 2 項のアセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が第 1 項に定めるリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、 <u>リクワイアメント違反</u> の事実及びその内容を公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することができるものとします。	4. 本機関は、第 2 項のアセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が第 1 項に定めるリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、 <u>アセスメント違反</u> の事実及びその内容を公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することができるものとします。	誤記修正
第 11 条第 3 項	3. 本機関は、前項のアセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が第 1 項に定めるリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、 <u>リクワイアメント違反</u> の事実及びその内容を公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することができるものとします。但し、予備電源維持運用者が第 1 項第 1 号のリクワイアメントに違反した場合には、予備電源維持運用者は、本機関に対し、契約電源を稼働させた以降に受領した電源入札等補填金を返還等するものとします。	3. 本機関は、前項のアセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が第 1 項に定めるリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、 <u>アセスメント違反</u> の事実及びその内容を公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することができるものとします。但し、予備電源維持運用者が第 1 項第 1 号のリクワイアメントに違反した場合には、予備電源維持運用者は、本機関に対し、契約電源を稼働させた以降に受領した電源入札等補填金を返還等するものとします。	誤記修正
第 16 条	1. 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短期立ち上げの予備電源で、契約金額に織り込んだ燃料関係費用で購入した燃料が制度適用期間終了後、または制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働終了後（ただし、制度適用期間終了後に、制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働が終了した場合に限る）に残存した場合、予備電源維持運用者は、1 年程度以内に当該燃料を用いた売電または当該燃料の <u>転売</u> を行うものとします。	1. 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短期立ち上げの予備電源で、契約金額に織り込んだ燃料関係費用で購入した燃料が制度適用期間終了後、または制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働終了後（ただし、制度適用期間終了後に、制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働が終了した場合に限る）に残存した場合、予備電源維持運用者は、1 年程度以内に当該燃料を用いた売電または当該燃料の <u>売却</u> 行うものとします。	「予備電源制度ガイドライン」との整合化

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

変更箇所	新	旧	備考
	<p>2. 前項の売電または燃料の<u>転売</u>のために生じた追加費用は、予備電源維持運用者が負担するものとします。</p> <p>3. 予備電源維持運用者は、本機関に対し、第 1 項に基づき売電または燃料を<u>転売</u>したことにより得た利益の <u>9 割</u>を還付するものとします。</p>	<p>2. 前項の売電または燃料の<u>売却</u>のために生じた追加費用は、予備電源維持運用者が負担するものとします。</p> <p>3. 予備電源維持運用者は、本機関に対し、第 1 項に基づき売電または燃料を<u>売却</u>したことにより得た利益の <u>90%</u>を還付するものとします。</p>	
第 17 条第 1 項④	④ 第 9 条第 1 項第 6 号による退出	④ 第 9 条第 6 号による退出	意見・質問等による修正 (No.2)
第 17 条第 3 項	3. 不可抗力が制度適用期間中に生じたことにより、予備電源維持運用者が、契約容量の全量または一部を制度退出する場合であっても、本機関は、制度退出となった時点において、予備電源制度のリクワイアメントを遵守するために支出義務が発生している修繕費・休止措置費・燃料関係費用等の <u>相当額</u> について、制度退出以降においても支払いを継続するものとします。	3. 不可抗力が制度適用期間中に生じたことにより、予備電源維持運用者が、契約容量の全量または一部を制度退出する場合であっても、本機関は、制度退出となった時点において、予備電源制度のリクワイアメントを遵守するために支出義務が発生している修繕費・休止措置費・燃料関係費用等について、制度退出以降においても支払いを継続するものとします。	記載明確化
第 18 条第 1 項②	② <u>第 19 条</u> に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合	② <u>第 18 条</u> に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合	誤記修正
用語の定義	制度適用期間 予備電源維持運用者が、落札電源について、 <u>本制度のリクワイアメントである「立ち上げプロセスへの応札」が可能なままその休止状態を維持するとして設定し、本機関が認めた期間</u>	制度適用期間 予備電源維持運用者が、落札電源について、 <u>立ち上げプロセスへの応札が可能なまま休止状態を維持するとして設定し、本機関が認めた期間</u>	「予備電源制度ガイドライン」との整合化
全体	ページ番号を付番	—	
全体	表記を統一 ・「但し」を「ただし」 ・「したがって」を「従って」	—	

※1 いただいたご意見の原文を記載しております。(ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正)